

令和6年度河北町賃貸住宅入居移住支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外から本町に移住した者の定住を支援するため、賃貸住宅の家賃に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 一戸建て住宅又は共同住宅で、所有者との賃貸契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次のいずれにも該当しない場合に限る。
 - ア 町営住宅、県営住宅等公的賃貸住宅
 - イ 社宅、官舎及び寮等の事業主等から貸与されている住宅
 - ウ 3親等以内の親族及び姻族が所有する住宅又は賃貸住宅
 - エ 3親等以内の親族及び姻族が役員である法人が所有する住宅又は賃貸住宅
- (2) 家賃 賃貸住宅の賃貸契約に定められた賃借料（共益費、管理費及び駐車場料金等を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年3月以降に町内の賃貸住宅に新たに入居した者であること。
- (2) 世帯全員が本町に住所を有する者であり、かつ世帯員のうち1人以上が令和3年4月以降に県外から移住し、継続して本町に住所を有し1年以上が経過したものであること。
- (3) 前号に規定する県外からの移住者が、転入した日前1年間町内に居住していなかった者であること。
- (4) 単身赴任者等ではないこと。
- (5) 賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、転貸し、又は使用权を譲渡していない者であること。
- (6) 世帯員に外国人を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者で

あること。

- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯に属する者であること。
- (8) 河北町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号及び同条第3号に規定される者でないこと。
- (9) 町税及び家賃等を滞納していない者であること。
- (10) 河北町新規就農者定住支援事業費補助金交付規程（平成29年告示第82号）による補助金の交付を受けていない者であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が賃貸借契約を締結した賃貸住宅に係る家賃とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、家賃月額（住宅手当等の支給を受けている場合は、当該手当等を控除した額）の3分の1又は月額1万円のいずれか低い額とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年度河北町賃貸住宅入居移住支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) その他町長が必要とする書類

（補助対象事業の変更）

第7条 規則第6条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象経費を変更しようとするときは、令和6年度河北町賃貸住宅入居移住支援事業費補助金交付変更承認申請書（様式第2号）に、必要書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更内容が、補助金交付決定額の2割以内の減額となるものを除く。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、令和6年度河北町賃貸住宅入居移住支援事業費補助金交付決定変更通知書

(様式第3号)により通知するものとする。

(状況の調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付資格の喪失)

第9条 町長は、補助事業者が賃貸住宅を退去したとき若しくは契約を解除したとき又は第3条各号のいずれかに該当しなくなったときは、その月分以降の補助金は交付しないものとする。ただし、町内の賃貸住宅に転居する場合を除く。

(決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 賃貸住宅を退去し、又は賃貸借契約を解除したとき。ただし、町内の賃貸住宅に転居する場合を除く。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1月以内又は補助金申請年度の3月末日のいずれか早い日までに、規則の様式第3号の実績報告書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等家賃の支払いの分かるもの
- (2) その他町長が必要とする書類

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和6年度河北町賃貸住宅入居移住支援事業費補助金精算払請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。